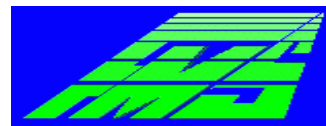


2014(平成26)年7月20日 第12期 夏号 通巻第21号 年4回発行

## 福岡県マンション管理士会会報



発行所 特定非営利活動法人 福岡県マンション管理士会  
〒810-0012 福岡市中央区白金1丁目1-3 白金オークマンション504号  
TEL 092-524-9288 FAX 092-402-3348  
URL <http://www.fukuoka-mankai.com>  
E-mail [fms-info.504@fukuoka-mankai.com](mailto:fms-info.504@fukuoka-mankai.com)

### 《理事長から一言御挨拶》

平成26年7月  
理事長 河崎 和夫

会員の皆さまに於かれましては、いつも会の運営にご協力いただき誠に感謝いたします。  
平成26年夏号発刊に際して一言ご挨拶を申し上げます。

この夏号は、当県士会の通常総会後初めての発行になります。総会報告の詳細は、他の方にお願  
いするとして、今年度よりホームページの『会員の部屋』にも議事録を掲載いたしましたので、ご  
覧ください。

また、今年度の基本方針も併せて掲載してございます。こちらも御一読下さい。

そしてこの基本方針についてですが、「理事会&事務局の透明性を図る」ことであり、今一つが  
「総会決定事項の完全履行」であります。

本来今年度は役員改選年では御座いませんでしたが、理事に退会等により3名の欠員が出ました  
ので、補充を兼ねて4名の方に理事を引受けて戴きました。

このことにより事務局の充実が可能になり、相変わらず兼任体制ではございますが3名の事務局  
員を配置することが出来ました。

併せて他の役職の分担化も進めることが出来ました。それで各部署の担当理事も別図のように  
明示することが可能となりましたのでお知らせいたします。

今後は各部署の件につきましてはご指名頂ければ、直接ご返事申し上げることが出来ると思いま  
す。

理事長挨拶が、事務局の紹介となりましたが、一年間宜しくお願い致します。

## 《事務局の仕事》

\*敬称略：

番号	仕事名	担当	備考
1	理事長	河崎	会の運営全般を総括する
2	副理事長	船木、平原	理事長の職務の補佐及び代行
3	経理全般	平原、河崎	会費確認督促、・引出、会員謝金払
	銀行印所持	河崎、	
	通帳所持	平原、	
4	日管連担当	河崎、平原	日管連との交渉、連絡 *注1
5	北九州事務局	魚住・平原	北九州市役所；交渉、相談、地区会員
6	福岡市担当	船木・新田	福岡市；支援機構・相談・適正性診断
7	市派遣	新田・船木	派遣要請が来た場合、全処理
8	佐賀・久留米	船木・今村	現地交渉；今村、書類整備、総括；船木
9	会報誌	船木・新田	補助：加未、
10	HP保全	船木・平原・加未	HPの管理・企画；船木、平原、新田
11	メール転送	各担当； 新田（督促）	日管連；平原、市役所；新田、会報誌；新田、
12	メール転送 B	新田	メール受信不可の者への転送
13	非 PC 保持転送	新田	月 2 回来所処理（郵送等）
14	事務所当番	増山	
15	入退会窓口	船木、	
16	保険	河崎・新田	
17	各地セミナー&相談会	平原・船木・肱岡・新田	（講師等選考公募）（会場、設備、運営） +各担当者*講師等⇒講師,スタッフ,相談員
18	筑紫地区相談	飯田	
19	四つ☆会	増山、加未	記録整理、保管、広報
20	二つ☆会	松隈（事務局員）	記録整理、保管、広報
特	事務局	河崎・新田・船木	書類整理、理事会運営補助、備品管理

\*注1；当初、魚住のみの予定であったが、今年度の日管連関連の重要性、北九州マンション管理士会との交渉から急遽理事長の河崎を共同担当として総会で発表。その後魚住辞退により河崎担当補佐平原とした。

## 平成26年度総会報告

平成26年度総会が昨年と同様に中央区大名の青年センター「あすみん」で開催されました。午前中に日管連の親泊会長の説明会があり、昼休み休憩を間に挟んでの長帳場でしたが、会員のほぼ半数にあたる29名が出席し、2時間半以上にわたり熱心な討議が行われました。

質問があったのは、会員の入退会状況（退会理由、新会員の募集方法に関する点）、日管連要望事項（一般社団法人化、一県一士会化）と検討委員会役割、事務所当番の現状などについてでした。多くの会員から様々なご意見が述べられ、ほど予定の時刻に終了しました。（詳しくは、HPの議事録をご覧ください。）



## 新役員挨拶

### ○新田理事

理事になりました新田と申します。担当は、事務局に所属して理事長及び副理事長の補助的な業務となります。なにぶん右も左もわからない未熟者ではありますが諸先輩のご助言、ご指導をいただき、理事として残存期間の1年を務めてまいる所存ですのでよろしくお願い申し上げます

### ○今村理事

私は、平成25年5月まで理事をしておりましたが、25年5月の総会では健康上の問題から立候補しませんでした。その後、身体の状況は思いのほか進行せず、『もう少しはお役に立てるようだ』と今回の役員補充に応じさせて頂くことと致しました。久留米市居住であることから、久留米市、佐賀市などを中心に、ご協力を致したいと思います。宜しくお願い致します。

## ○増山理事

このたび理事になりました増山と申します。

「県士会」への入会と同時に四ツ星会へも入会させて頂きました。

諸先輩方のご指導のもと色々と勉強させて頂き、中でも、福岡市無料相談会の相談員や規約診断事業等、貴重な経験を得ることができました。

私は、不動産登記に携わる士業の仕事をしております。

できれば、マンション管理士との両立を考え、少しでも「県士会」のお役に立てればと思っております。今後共宜しくお願い致します。

## ○肱岡理事

このたび理事になりました肱岡です。当管理士会に入会したのは、かなり前ですが、今年の3月まで管理会社に勤務していたこともあり、ほとんど会の活動に参加しておりませんでした。4月よりマンション管理と無縁の仕事につきましたので、今後、出来るだけ会の活動に参加したいと思っております。

勤務していました管理会社では、フロントマン及び大規模修繕工事の現場代理人として、業務を行っていました。区分所有者様・理事会・総会・工事説明会等での打ち合わせ及び交渉等の経験を活かし、少しでも、当会のお役に立つことができればと思っています。今後も、マンション管理士としての知識等の習得に努めていく所存ですので、宜しくお願いいたします。

### 久留米市マンション相談会

久留米市相談会が6月21日に開かれました。当会が久留米市、福岡県等の後援を受け毎年2～3回程度不定期に実施しています。事前受付の際、相談の内容を電話で聞いておきます。今回のご相談は役員のみ手不足などでしたが2組とも久留米市の広報誌「くるめ」から相談会を知ったとのことでした。市役所との交渉の手間もかかりますが、行政機関の持つ広報力の活用も欠かせません。

10月18日（土）には詳細は検討中ですが久留米市マンション管理セミナー&相談会が予定されており、多くの方が参加いただけるよう内容集客の面でも工夫が必要と思われました。  
(記 船木)



## 日管連だより

平成26年5月27日に、親泊会長、瀬下副会長が来福され、一般社団法人への移行の必要性及び1都道府県1士会制の導入に関する説明会が開催されました。

これは、九州地区全士会が参加しての説明会でした（今回宮崎県マンション管理士会不参加）

詳細は、ホームページ『会員の部屋』に掲載しておりますので、ご覧下さい。

この説明会は、日管連が数年前から行ってきたことの確認と、更なる進展の速度を速めるためのものでした。

理事会では、日管連から届いた連絡事項や要望文書、あるいは総会議事録等の内容も協議致しております。しかし一般会員の方々には、このような文書が届いた時点で直ちに転送はするものの、皆様が確実に読まれているか、またその内容を把握できているかは甚だ疑問でありました。

これは、他の九州地区の県士会も同様らしく、日管連理事による説明会を望む声が上がっております。

そこで、日管連理事である牧大分県士会会長の尽力により、親泊会長の説明会招へいとなりました次第であります。

今回の親泊会長の説明内容には、特に目新しいものはございませんでしたが、質疑応答のなかで、かなりの疑問点が払しょくされました。

この説明会に残念ながら不参加であった方々はぜひとも『会員の部屋』に掲載してあります当該メモをご覧ください。

そして、この後の通常総会にて「日管連要請事項検討委員会」の設置が承認されました。その後理事会で立上げの準備が進み、今年度中に結論を出すことを目標に活動を開始しております。

それから、日管連の通常総会は8月に開催されます。この時に役員改選も行われます。今の処当県士会から役員に立候補する動きはございません。当県士会からも是非にとの声も無きにしもあらずですが、会からの旅費支給は半額援助が精一杯であり、立候補者の個人負担の比重が大きく、実現には至っておりません。

今後の課題のひとつでございます。皆様方も心に留めて置いて戴きたく存じます。

(記 河崎)



## 規約・細則改正等の業務を終えて

佐藤公嗣

平成26年5月、Aマンション管理組合通常総会において、「第4号議案 管理規約細則追加承認の件」が、規約委員会委員長の説明、会場からの質疑の後承認されました。これで、私の2年間に亘る規約改正並びに細則の作成業務が終了しました。

平成23年の福岡市規約診断の 때가、このマンションとの関わりの始まりでした。Aマンションの理事長から「規約改正も何度かしてきたが、区分所有者からおかしい部分があるとの指摘を受け、規約診断を受けたいと思った」との説明がありました。診断の結果、何度か改正があったことは窺わせましたが、19年前の分譲時に配付された規約がそのままの状態に残っており、結果、多くの条文に問題点ありと指摘させて頂くことになりました。

診断結果の報告の後、Aマンションの理事長から「理事会において協議の結果、改正の手続きに入りたい。ついては、ご協力願いたい」との申し出があり、改正作業に入ることになりました。

第1回の委員会では、「規約の改正」は、私たち管理士が作成するのではなく、主役は管理組合の全区分所有者であることを明確にしました。また、規約委員会の細則も設置されておりませんでしたので、会の進行に支障をきたすことのないよう細則の作成を提案しました。しかし細則承認のための臨時総会を開くには抵抗感もあり、結局理事会の内規として修正し、それに基づく会の進行とさせて頂くことになりました。このように、まずは改正の趣旨や目的、会の進め方などを理解して頂くための提案から入り、そのことの共通認識を得た後に、テキストを使用しての討議へと進めて行きました。

討議が始まれば、あとは予定したとおりに会を進めることができました。ただ、販売時パンフレット、登記簿、第1回目からの総会議案書、議事録の確認では、資料収集に手間取ってしまいましたが、ないものはないとして、次善の策をとることにして先に進めさせて頂きました。

逐条ごとの解説に入ると、区分所有者の抵抗が予測されるところを除けば順調に進んでいきました。テキストの作りは、A4用紙の横使用で、4つの列を作り、左列に標準管理規約、中列左に現行規約を対比できるように配置し、中列右に改正案素案を提案しました。右列は、素案のコメントです。ほぼ毎月委員会を開催し、レジュメは、前回の問題点の解決案提案、当日議論する内容の説明をメールで送付し全員集まればすぐに議論に入れるようにしました。(なお、前年度は、レジュメを当日持参していましたが、今年は、メール送信し、予め読んでおいてもらうようにしました。)

区分所有者へは、できるだけ情報を公開すべく、「委員会だより」の配布を委員会にお願いし、必要箇所では「アンケート」で意見要望の収集をしました。また総会の約3ヵ月前には住民説明会を開催し、アンケートで収集された問題点や是非説明しておきたい部分、多くの方が関心を示された条文についてを中心に細部にわたる説明をしました。

住民説明会の冒頭「この説明会は、改正案を決定するための集会ではなく、意見要望を得て、素案の修正に使用させていただくこと。説明会后2週間を置いて、理事会に委員会からの答申をするので、その間はまだ修正がきくこと。全員の皆さんが、規約委員になったつもりで、再度お手元の

素案を読んでいただき、お気付きの点を委員会に寄せて頂きたいこと」などを伝え、理解を求めました。

この締め切り後、理事会に答申し、そこで再度検討して頂き、総会提出議案として承認を頂きました。総会では、多少の質疑はありましたが、冒頭申し上げましたように問題なく原案通り承認となりました。

1年目は規約の全面改正と細則4本の作成、2年目は3本の細則の改正・作成でしたが、無事終了となりました。毎月の資料作成など、緊張感のある2年間でしたが、規約細則の1条々々を、丁寧に見て行き、関係資料の点検や、解説書の読み込みと、通常の勉強とは格段に違う緊張感があったと思います。作業が終了した今、管理士として、非常に良い時間を過ごさせていただいたと感じています。

なお、この委員会と同時進行で、「計画修繕専門委員会」が立ち上がっていました。こちらの方も、1年間参加させて頂き、望外の勉強の機会に恵まれ、Aマンションとの関わりは本当に充実した実りあるものとなりました。

この間、浜川先生、若田先生には多大なご支援を頂きましたこと、紙面をお借りして、感謝申し上げます。有難うございました。

(規約改正に関する成果品は、管理士会事務所に保管されています。また、ご要望がございましたら、関係資料をお見せできますので、管理士会を通じてご連絡を頂ければ幸甚に存じます。)

### 第1回福岡マンション管理基礎セミナー



6月28日(土)13時より中央市民センター3階ホールにて実施されました。

内容は 講演1「マンション管理組合運営のポイント」副題～マンション内コミュニティの重要性和役員役割～のテーマで(一社)マンション管理業協会の原卓也氏が講演。

講演2「マンション保険について知っておきたいこと」副題～最近の動向から気を付けたいこと～についてファイナンシャルプランナー有田裕輔氏が講演されました。

第1回のセミナーは、ここ数年多くの管理組合に於いて役員が新しく入れ替わってすぐのタイミングである6月に実施しております。「マンション管理運営」及び「マンション保険について」は管理組合役員の方にとって大変役に立つ内容であったと思います。

今回のセミナー参加者は約120名でした。一方、セミナー前後の相談会にも多数の相談があり、盛況のなか完了しました。

なお、当NPO福岡県マンション管理士会は福岡市マンション支援機構のメンバーの一員として、セミナー部会・相談部会などに企画段階から参加する他、当日朝からの準備(会場設営・資料詰め)にも協力しています。

(記 船木)

編集者 今村 敦  
Tel & Fax 0942-38-2106  
Email [yfd46546@nifty.com](mailto:yfd46546@nifty.com)

私が見かけたマンション管理についての新聞等の記事概要です。  
記事概要は、どなたにでも提供できます。ただし、原記事は配布いたしません。  
本誌を見られた方にお願ひです。『こんな記事があったよ』という情報がありましたら、私に見せてください。ここに掲載させていただきます。  
質問等も私にお願ひ致します。

なお、著作権の関係で以下の点をご留意ください。

- 1、 詳しくは各新聞記事、HP をご確認ください。
- 2、 各原記事のコピーは個人使用（配布しない）のみにしてください。
- 3、 各原記事をメール添付等（コピーをスキャン等して）しないでください。  
2、3に関しては「著作権侵害」となる可能性がありますので遵守をお願いいたします。

## 番外 国土交通省による『老朽化マンションの取り崩しと敷地売却制度』案

国土交通省は、2013. 06. 14閣議決定を経て、『新たな老朽化マンションの再生促進策(案)について』を発表し、その中で『マンション敷地売却制度』と、それに伴う減税処置や再建建物の容積率緩和政策について発表した。

区分所有者の4/5以上の賛同があれば、特定行政庁の『耐震性不足の認定』を受け、『マンション敷地売却組合』を結成し、マンションを取り壊し、敷地を売却できる制度である。

なお、本案は2014. 02. 28に『マンション建替え円滑化法一部改正案』として閣議決定された。

（詳細は当会の会報誌2014年春号参照）

### 01. 15 Wendy（合人社グループ出版物）

神奈川県川崎市は、平成25年12月20日の市議会本会議で、大規模マンションの貯水槽を、災害時に周辺住民が使える応急給水施設として活用していく方針を明らかにした。

### ☆ 編集者のコメント



マンションの水道は、貯水槽を使用する場合と、直結方式の場合に大きく二分されます。

貯水槽を利用する方式では、定期的な清掃費などの負担もあることから、最近では直結方式へ切り替えることが多くなっています。ただし、貯水槽が地震等の大規模災害時に破損しなければ、貯水槽の水が利用できるのではないかと期待される面もあるかも知れません。

水道事業者(多くは地方自治体)は、貯水槽の水を災害時に利用できるようにすると、災害でもない時に水が盗用される恐れがあり、これを許していません。

近年の大地震等が社会問題として取り上げられる時代に、何らかの対策が必要と思われます。大規模マンションだけとはいえ、川崎市の動きは注目に値するものと考えます。

## 02.12 読売新聞(朝刊)

都市部を中心に、マンションの販売が好調だが、物件選択時に注意すべきことのセミナーや相談サービスが人気となっている。価格、間取り、駅からの距離、などばかりではなく、・用途地域の確認 ・マンション全体の配置図を確認 ・修繕積立金の充実具合や細かな気の付け方などを紹介している。

### ☆ 編集者のコメント

各地で開催される『マンション管理無料相談会』で、時折、『一軒家とマンションのどちらを買えば良いか』とか、『新築マンションと中古マンションのどちらが有利なの』という相談が寄せられることがあります。『マンション購入の際の表す基準』について、マンション管理士としての考え方を自分なりにまとめておくと、参考になる場合が多いと考えます。現場を踏んだ方の、細かな気遣いは、参考になる記事だと思います。

## 04. 05 マンション管理新聞

4月5日の当新聞は、3月28日に国交省が発表した『機械式駐車場安全対策ガイドライン』に関する記事と、兵庫県西宮市における『機械式駐車場撤去は市に届出をするだけで良い。(但し、将来駐車場利用希望者が多くなった場合は駐車場確保を約束する。)]』という2つの記事が目立つ。

機械式駐車場については、従来から①事故が発生しやすい。②長期使用では維持費用がかさむ。

③住民の高齢化や自動車の形(高さ・幅・長さ)の変遷(流行)により駐車場の利用者が減る。

など、多くの問題点が指摘されているための何らかの方策を示すものと見られる。

### ☆ ガイドラインの概要

平成19年度以降、少なくとも26件の重大事故が発生している。

機械式駐車場には、二段・多段方式、垂直循環方式、エレベータ方式等、様々な種類のものが存在する。都市施設として不可欠な施設であるものの、ひとたび事故が発生すれば、重大事故に至る危険性が高い機械装置であること、そして機械には「絶対安全」はないということも認識した上で、製造者、設置者、管理者、利用者の各主体がそれぞれ真摯に協力して安全確保と安全利用に取り組むことが重要。

#### 製造者の取組

装置内に、利用者以外の人容易に立ち入ることができない構造とするなど十分に安全な装置を作ることと、当該装置を使用する者に対して十分な説明、注意喚起等を行うことなどを求めている。

### 設置者の取組

製造者に求めた安全な装置を設置し、人の転落や不用意な立ち入りを防止するなど柵等を設け、子供の待機場所、荷物積み下ろし場所、夜間等の証明など安全に配慮。あわせて利用者に十分な説明を求めている

### 管理者の取組

利用者に対して、書面での説明等を徹底し、説明を受けた人だけが操作できることを徹底。

装置の維持保全は、機種、使用頻度等に応じて、1～3ヶ月以内に1度を目安として、専門技術者による点検を受け安全性を確保する。

維持・安全に関する記録と、警察、消防、都道府県、製造業者、設置業者等との連絡を密にする。

管理責任者を選任と、視認しやすい場所に、管理責任者や操作上の注意点を明示すること等を求めている。

### 利用者の取組

ひとたび事故が生じた場合には重大事故等に繋がることを再認識した上で、利用を行うこと。

他人の鍵等を使用して操作を行わないこと。

装置内に人がいないことの確認をセンサーなどでなく自ら徹底して行うこと。

など細かな注意点を明治している。

### ☆ 編集者のコメント

国交省のこの文章は、インターネットで『機械式駐車場安全対策ガイドライン』で検索すれば簡単に見つかります。数ページと長文ではありませんので入手することをお勧めします。

## 04. 16 西日本新聞

### ① 総会議案の作り方

ペット問題にからむ管理規約改定を考えた質問に答えて、区分所有法に規定する議案の要領について判り易く説明している。

また、重要性の高い改定については、アンケートなどで居住者の意見を聴取することを勧めている。

### ② 総会招集通知が届かない

総会招集通知を郵送すると、転居先不明で戻ってくる所有者がある場合の対処方法に答える形で、招集の時期、送付先について解説している。

## 05. 21 西日本新聞

### ① 再増税で修繕工事は？

消費税の再度の増税に関し、大規模修繕工事の時期を繰り上げてはどうかという意見に関連して答えている。

消費税のみならず、東北大震災や2020年の東京オリンピックの影響から、建築資材や労務単価が大きく変動しているが、大規模修繕工事は何よりも対象物件の状態によって時期を決める事が肝心。

また、この時期だからこそ、手配は2～3ヶ月は早めに、後期は2～3ヶ月長く計画すべきだと解説している。

#### 05. 24 西日本新聞

前記の国交省が発表した『機械式駐車場安全対策ガイドライン』についてと重なるが、特に安全装置に注目した記事となっている。

商業施設や時間貸し施設の機械式立体駐車場については緊急停止装置等の安全装置について、設置を義務づける方針。マンションの機械式立体駐車場については、同じ製造ラインで製造されていることから、徐々に適用されると見られている。

#### 06. 08 読売新聞

『地盤に杭届かずマンション傾く』横浜、住人一時転居へ

住友不動産が2003年に分譲(施工は熊谷組)した横浜市西区の「パークスクエア三ツ沢公園」5棟のうち1棟で杭の一部が支持層の基盤まで届かず、傾斜を起こした。

#### ☆ 編集者のコメント

現場は、横浜駅から北西に1km余りの急な斜面の多い地区。地下の岩盤も変化に富む場所であるが最近は多くの建物が並びマンションも多い。そのような環境の中での地盤調査不足がまねいた設計ミスと思われる。

#### 06. 15 Wendy (合人社グループ出版物)

国土交通省は、エレベータの設置について、規制を一部緩和するために、建築基準法を改定を今国会で審議する。既存建物のバリアフリー化を促進するため、エレベータの床面積を建物の容積率から除外する。

#### 06. 17 読売新聞

『人生案内』の欄に、『マンション上階から騒音』という相談。元警察官の30代男性。

#### ☆ 編集者のコメント

『人生案内』の欄に、マンション管理問題とは珍しい。また、それに答えるのは精神科医であったのもまた興味深い。答えは『訴訟を起こすには、お金が掛かる。管理組合や管理会社は個人間の問題としてまともには対応しないだろう。我慢しては健康に悪いし、会話ができる相手ではなさそう。相談者は人が良くて強く出られると引っ込んでしまう。そこで、警官のキャリアを使い、警官風に「まずいな、コレは。公序良俗や基本的人権に触れる恐れがあるな。せめて夜間は止めてはどうか」と出てはどうですか』

#### 06. 18 西日本新聞

① 管理費滞納が500万円を越えた！

『管理費等の滞納が増えたが、規約は標準管理規約と同じ。どう変えれば良いのか』という問題。  
滞納金回収の業務別に管理会社と管理組合の役割分担の明確化、訪問督促の重要性、駐車場契約の解除規定化、延滞損害金 14%程度の義務化などを解説している。

## ② 駐輪場不足 どうしたら

駐輪場使用細則の設定、使用料の負荷、無登録自転車の処理、2段式ラックの導入、共用自転車の導入と事故対策(保険の問題)などを説く。

以上

## 《コミュニティ放送局：えびす FM に生出演して》

6月24日(火曜日)正午から約1時間ラジオ放送に生出演してきました。

ラジオ出演は生まれて初めてです。しかも「生」ですので撮り直しも出来ません。一発勝負で大変緊張いたしました。(えびす FM 89.6 MHz) 何を話したかと言いますと、マンション管理士とはどのような資格で何をやるものか? その受験資格は? 合格率は? から始まって、マンション管理に関わる諸問題&解決策、一番大変だった問題なども問われました。

そしてNPO法人福岡県マンション管理士会についても聞かれたのですが、時間が押してしまい、残念ながらここは簡単に述べるに留めました。最後は、ご当地佐賀で開催の相談会、及び秋のセミナー&相談を紹介して締めくくりました。

そもそもこのような話が来たのは、えびす FM を開設した池田眞由美氏が福岡でマンションに居住していた経験からとのことでした。私としては、突然の話でございましたが、どのような形にせよ、マンション管理士について1時間もの間(音楽も挟みますので実際は30分弱)宣伝をする機会を与えられたことに非常に感謝しております。(余談ですがノーギャラでした。)

このえびす FM のエリアは、佐賀市内とその近郊のみで、放送当時は、アプリを使ってスマホでも聞くことが出来ませんでした。(7月10日から可能になっております)それで、私の拙いしゃべりをどうしても聞きたいとおっしゃる方は、CDを1枚事務所に保管していますのでお越し下さい。

(記 河崎)

# 入退会者報告

新たに下記の方々が御入会いただきました。ご報告いたします。  
今後とも宜しくお願い致します。

記

・佐伯 剛

・松永俊哉

・光安和夫

(敬称略)

これによりまして平成26年7月1日現在  
正会員：63名、賛助会員（9企業、2管理組合、個人5名）  
と、なりました。

(事務局)